



下田地区消防組合規則第1号

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田地区消防組合規則第1号

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は」を「看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと、」に、「必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行う」を「その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保護安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。